

子育て・子育てしやすいまちづくり

保育園・幼稚園保育料 第2子半額・第3子以降無料化!!

町では人口増につながる施策を最優先課題としてとらえ、重点施策の一つとして「子育て・子育てしやすいまちづくり」を目指し、様々な子育て支援事業に取り組んでいます。

本年度より、子どもを生み育てやすい環境づくりを一層進めるため、新たに多子世帯の保育園・幼稚園保育料を軽減することとし、併せて保育料徴収金基準額の引き下げを行うなど、子育て支援の更なる充実を図ることにしました。

保育料軽減内容

●対象者

18歳以下の子を扶養している世帯で、「保育園」に入園している第2子以降の3歳児、4歳児、5歳児

18歳以下の子を扶養している世帯で、「幼稚園」に入園している第2子以降の4歳児、5歳児

●軽減内容

18歳以下の兄、姉から数えて第2子の保育料半額

18歳以下の兄、姉から数えて第3子以降の保育料無料

(例1) 8歳、5歳、3歳の子どもがいる世帯で、5歳、3歳の子どもが保育園に入園している場合

5歳の第2子保育料は 半額

3歳の第3子保育料は 無料

(例2) 10歳、8歳、4歳の子どもがいる世帯で、4歳の子どもが幼稚園に入園している場合

4歳の第3子保育料は 無料

(例3) 19歳、10歳、5歳の子どもがいる世帯で、5歳の子どもが幼稚園に入園している場合

5歳の第3子保育料は第2子扱いとなり

半額

保育料徴収金基準額の見直し

保育園の保育料は、世帯の所得税または市町村民税の課税状況により決定します。

今回、保育料の徴収金基準額を下記のとおり改正し、所得税非課税世帯等を除き10%から20%引き下げ、保護者の負担軽減を図ります。

(例)階層区分第5の場合

	改正前保育料	改正後保育料
3歳未満児	38,000円	30,000円
3歳以上児	29,500円	26,500円



園庭で遊ぶ子ども達

国の基準

(単位：円)

階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1	生保法被保護世帯 (単給世帯含む)	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
第3	市町村民税課税世帯	19,500	16,500
第4		40,000円未満	30,000
第5	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯でその所得額の区分	40,000円以上	44,500
		103,000円未満	41,500
第6	その所得額の区分	103,000円以上	61,000
		413,000円未満	58,000
第7		413,000円以上	80,000

小野町(改正前)

(単位：円)

階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1	生保法被保護世帯 (単給世帯含む)	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
第3	市町村民税課税世帯	19,500	16,500
第4		64,000円未満	30,000
第5	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯でその所得額の区分	64,000円以上	38,000
		160,000円未満	29,500
第6	その所得額の区分	160,000円以上	43,500
		408,000円未満	32,700
第7		408,000円以上	51,500

小野町(改正後)

(単位：円)

階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1	生保法被保護世帯 (単給世帯含む)	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
第3	市町村民税課税世帯	19,500	16,500
第4		40,000円未満	27,000
第5	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯でその所得額の区分	40,000円以上	30,000
		103,000円未満	26,500
第6	その所得額の区分	103,000円以上	34,800
		413,000円未満	29,400
第7		413,000円以上	41,200

*この表における3歳未満児とは、4月1日現在で満3歳に達していない児童をいい、その児童が年度の途中で満3歳に達した場合でも、その年度中に限り3歳未満児とみなす。(年度の途中で入園し、入園した月の初日現在満3歳に達していない場合は、その年度中に限り3歳未満児とみなす。)

◆問い合わせ 教育課 ☎72-6780